

服装規定

服装は、本校生徒としてふさわしい清楚で品位あるものを着用し、華美なものをさけ、常に端正で清潔な身だしなみを保つように心がけること。(就職・進学の面接試験に対応する服装を基本とする)

1. 制服 : 購入に際しては、学校が指示する。

- 上衣(ブレザー)・スラックス・スカート・・・学校で採寸した学校指定のもの。

- ＊ スカート丈は膝頭程度とする。

- シャツ・・・学校指定のカッターシャツ(水色)を着用し、シャツの裾はスラックスまたはスカートの中に入れること。

- セーター・ベスト・カーディガン・・・学校指定のもの。

2. 防寒着 : 高校生としての自覚をもち、高価・華美でないもの。

上衣(ブレザー)の中には着用しないこと。

- ＊ 登下校時にのみ着用すること。

- ＊ 着用期間については生徒指導課より指示する。

- ※ 原則、室内での着用を禁止する。

3. 鞆 : 華美にならないこと。

4. 靴 : 通学に適した靴とする(運動靴も可)。

5. 靴下 : 白色・黒色・紺色ソックスを原則とする。

ストッキング・タイツは、無地で黒またはベージュ系統とする。

6. 頭髪 : 頭髪は、常に清潔に保つこと。

パーマ、カール、染色、脱色、エクステンション等は禁止する。

7. その他

- ※ 自転車通学の場合、雨天時には雨ガッパを着用し、傘差し運転は禁止する。ヘルメットの着用を推奨します。

- ※ 化粧・タトゥー・カラーコンタクトレンズ・マニキュア・ネイルアート・ネイルチップ・イヤリング・ピアス・指輪・ネックレスなど、学校生活に必要なものは身につけてはならない。

この規定は平成18年4月1日より施行する。

平成24年4月1日一部改定

令和5年4月1日一部改定

令和6年4月1日一部改訂

付 則

- ・登下校時は、上衣(ブレザー)を着用すること。ただし、夏季は、カッターシャツおよびその上に学校指定のセーター・ベスト・カーティガンで登校してもよい。
- ・体育以外の授業は制服で受けるものとし、ジャージ着用・女子のスカートの下のジャージは禁止する。

- ・トレーナー・Ｔシャツ等の着用は、カッターシャツ（水色）の下に下着代わりに着用する場合のみ認める。
- ・上衣（ブレザー）の下に、学校指定のベスト・セーター・カーティガン以外のものを着用してはならない。
- ・校舎内での帽子の着用を禁止する。
- ・制服の改造は厳禁とする。新たに制服（上衣・ズボン・スカート）を購入する場合は、生徒指導課に申し出ること。
- ・式典においては、ネクタイ・リボンを着用すること。